



避難訓練を行いました

ミニデイサービスの最中
 震度4の地震発生を想定
 防災頭巾をかぶり、地域の避難場所まで避難

去る、11月21日(木)当会
 事務所にて、ミニデイサービ
 スが行われている最中、午前
 10時30分震度4の地震が発生
 したと想定、一宮消防署員が
 見守る中、当会防災責任者の
 指示に従い、防災訓練を行
 いました。

地震発生前にマニュアルを
 ミニデイ利用者さん及びスタ
 ッフに事前説明を行ったため
 思ったよりスムーズに訓練が
 行われました。

◆事前マニュアル作成
 的、確かな誘導指示を
 火元、避難通路及び
 車椅子通路の確保など

発生直後、ミニデイ厨房の
 火の元の確認と出口の確保を
 し、自力で机の下にもぐれる
 人は机の下に入るよう誘導
 入れない方にはスタッフ防
 災頭巾をかぶせ、自らもかぶ
 り、落下物からの安全を確保
 一旦揺れがおさまったら、
 防災頭巾を全員着装を確認、
 車椅子の方から戸外へ避難、
 避難通路を確保し誘導
 歩ける方は、足元の安全確
 保のためとりあえずスリッパ
 のまま戸外の安全な場所へ誘
 導(靴に履き変えるのがベタ
 ーだが、高齢者の方には素早
 い対応は無理であり、スタッ

フが利用者さんの靴をもって
 外に)、引き続き地域の指定
 避難場所(九品地のグラウンド)
 まで誘導。落ち着いたところ
 で靴をはいていただき、ミニ
 デイ参加の利用者・スタッフ
 の人数の確認、事務所2階の
 事務局員人数の確認、同時
 けがの確認など一応の訓練を
 終了。

◆事前訓練は必要
 やってみたい、感想はやはり
 訓練は実際に行っておく必要
 があることを実感。
 とりわけお体の動きがゆっ
 くりな高齢者の皆さんにはこ
 の事前訓練は大事なことでと
 痛感しました。これを行って
 もマニュアル通りにはいきま
 せんが、基本マニュアルを知
 っていることで安全に近づけ
 ると思えました。

◆感謝
 この度、Kさん、Hさん
 からご厚意をいただきまし
 た。大切に使用して
 いただきます。
 ・キーボード1台
 ・ご寄付
 ありがとうございます。



在宅でのケア中の災害にも備えています

- ・マニュアルを作成し事前確認(安全対応や避難場所確認など)
- ・訪問時には防災頭巾を2セット(利用者さんとワーカー分)携帯

介護保険医療行為の見直し検討
 シルバー新報十月十一日付け報道によれば、厚生労働省
 は、二十四時間介護が必要な難病患者の実態を踏まえ、緊
 急性の高い痰の吸引などを対象にホームヘルパーが行うか
 どうか検討する方針を固めた、と報じています。
 ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者など、二十四時間休
 みなく痰の吸引を行わなければ命にかかわるため、家族や
 介護者の負担が大きすぎるとい理由からです。
 これまで、グレーゾーンと言われてきた介護職の医療行
 為について国が検討するとは始めてのことです。
 具体的にはまだ時間がかりそうです。

ふれあい広場で「太極拳」が始まりました
 毎週火曜日の午後四時～五時に行います。ご参加下さい。

行政が決めていた障害者福祉サービスを
 平成15年4月から障害者自身で選択・契約

支援費制度の支援費の基準額と 利用者負担基準(案)が示されました

平成15年4月から開始される障害者福祉支援費制度の
 具体的な国の基準額、利用者負担額の案が示されました。
 制度となるサービスの大別は、施設と在宅サービス。
 年明けまでに確定し、これを基に市町村が最終決定する。

◆在宅サービス(居宅生活支援)単価(案)

	身体介護	家事援助	日常生活支援(仮称)
30分未満	2,110円	---	---
30分以上1時間未満	4,030円	1,530円	---
1時間～1時間30分未満	5,870円	2,230円	2,630円
1時間30分以上(30分増す毎に)	2,200円	840円	990円

早朝(午前6時～午前8時)夜間(午後6時～午後10時)は25%増し深夜(午後10時～午前6時)50%増し

◆利用者負担額(現行案では)
 利用負担については、負担能力に応じて、まず利用者
 本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に
 係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、
 その不足分について負担能力に応じて主たる扶養義務
 者からの負担を求める。(負担額裏面に)

- ◆主たる扶養義務者(案)
 居宅生活支援(身体障害者、知的障害者、障害児)
- 利用者が20歳以上の場合
 支給決定の際に、同一世帯、同一生計にある配偶者及
 び子の内最多納税者
 - 利用者が20歳未満の場合
 支給決定の際に、同一世帯、同一生計にある配偶者、父
 母、及び子の内最多納税者

臨時総会ご案内
 日 時・平成15年1月5日(日)
 9時30分～10時30分
 場 所・まごころ事務所
 議 題・補正予算について
 尚、10時30分から1月定例会です

◆難しい同じ質のレベル
 ある会合で、施設関係のケアマ
 ネージャーさんが、「要介護2の
 方を一堂に十人並んでいただ
 いたと思うことがありますが、何で、
 こう状態像が違う方々に同じ認定
 が降りているのか」と憤慨され
 たら、保険の根幹である介護認定
 後に、保険の根幹である介護認定
 者が同じレベルに揃えられるよう、
 保険者は責任をもって指導するこ
 ととされてきたことでした。

二年九カ月たったにもかかわらず
 同じことが繰り返されてきているので
 しょうか。残念ながら、同じ質の
 レベルを確保するのは、今、この
 問題だけではなく、介護保険関係
 機関すべてに、問われている問題
 でもあります。介護の現場では
 「誰が、どう、いつ、マネージメ
 ントしたらいいのかわからない
 抱えながら、曖昧にし、課題を
 先送りしたままケアが行われて
 るケースがないとはいえないで
 います。それは、ケアマネジャー、サ
 ービス提供責任者であるヘルパ
 ーが、同一レベルの問題を考
 え、力量がない場合に起ります。
 勿論、この背景には介護保険制
 度内容そのものの不明確があ
 り、関係者は迷いながら、あ
 るの努力を互いに怠らな
 いないように努めています。
 サービス提供をして、私達は、
 質を高めよう、常に検証してい
 なければなりません。